

# 令和8年度 水質検査計画



屋久島町 生活環境課

## 目次

◆はじめに .....	2
1. 基本方針 .....	3
2. 水道事業の概要 .....	4
3. 水源の状況 .....	10
4. 定期の水質検査 .....	23
5. 臨時の水質検査 .....	29
6. 水質検査の方法及び委託の内容 .....	30
7. 検査結果の評価 .....	31
8. 検査計画の見直し .....	31
9. 検査の精度と信頼性保証 .....	32
10. 関係者との連携 .....	33
11. 水質検査計画及び検査結果の公表方法 .....	34
別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準	
別表2 採水地点一覧表	
別表3 令和8年度 水質検査計画	

## ◆はじめに

---

水質検査は、利用者みなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業体が抱える問題も多種多様であるといえます。

そういった背景の中、利用者みなさまにより安心して水道をお使いいただけるように、屋久島町においても令和8年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道をお使いいただくために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきか、ということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者みなさまからいただく水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査計画に基づき水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解いただいた上で、地域の水質管理と一緒に考えて、行動していただければ幸いです。

屋久島町では次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者みなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めて参ります。

## 1. 基本方針

---

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。



また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データにもなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に際しましては、検査及びその結果に伴う対症的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。



## 2. 水道事業の概要

屋久島町には全部で26ヶ所の水源があり、表流水や地下水などから取水しています。取水した水（原水）は適切な浄水処理を行い、皆さまの給水栓へと給水しています。

また、令和7年度より屋久島町の水道事業は、口永良部地区簡易水道事業を上水道事業に経営統合し、町全体を「屋久島町上水道事業」にて、運営しております。

### 2-1 浄水施設概要

#### ○ 屋久島町北部

##### ○永田地区水道事業（永田浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1984年 (昭和59年)	前処理機 緩速ろ過式	381	永田水源地 土面川上流	201	236	260

##### ○吉田地区水道事業（吉田浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1969年 (昭和44年)	緩速ろ過式	154	吉田水源地 吉田川上流	64	91	101

##### ○一湊地区水道事業（一湊浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1984年 (昭和59年)	緩速ろ過式	546	一湊水源地 白川上流	482	696	766

##### ○志戸子地区水道事業（志戸子浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1985年 (昭和60年)	緩速ろ過式	299	志戸子水源地 志戸子川支流	141	201	222

○宮之浦地区水道事業（宮之浦浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1995年 (平成7年)	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	2,829	宮之浦水源地 白谷川支流	1,656	1,719	1,881

○宮之浦地区水道事業（深川浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1978年 (昭和53年)	緩速ろ過式	2,829 (宮之浦 に含む)	深川水源地 深川上流	1,656 (宮之浦 に含む)	1,719 (宮之浦に 含む)	10

○宮之浦地区水道事業（楠川浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1990年 (平成2年)	緩速ろ過式	413	楠川水源地 城之川上流	148	154	170

○宮之浦地区水道事業（榊川浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1990年 (平成2年)	緩速ろ過式	128	榊川水源地 榊川上流	41	43	48

○東部地区水道事業（小瀬田浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
2010年 (平成22年)	前処理機 急速ろ過式	414	小瀬田水源地 男川上流 女川支流 地下水	120	133	172

○東部地区水道事業（長峰浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
2012年 (平成24年)	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	414	長峰水源地 落川上流	193	214	209

○屋久島町南部

○南部地区水道事業（永久保浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1995年 (平成7年)	前処理機 急速ろ過式	141	永久保水源地 田代川河川水	52	159	65

○南部地区水道事業（松峯浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1962年 (昭和37年)	緩速ろ過式	795	鍋山水源地 安房川支流	362	413	196

○南部地区水道事業（花揚浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
2015年 (平成27年)	前処理機 急速ろ過式	2,174	花揚水源地 花揚川河川水	871	994	1,352

○南部地区水道事業（高平浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1990年 (平成2年)	緩速ろ過式	172	高平水源地 小田汲川河川水	49	56	180

○南部地区水道事業（高平浄水場\_麦生配水池）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $\text{m}^3$ )	1日最大 給水量 ( $\text{m}^3$ )	計画浄水量 ( $\text{m}^3$ /日)
1989年 (平成1年)	緩速ろ過式	301	高平水源地 小田汲川河川水	94	107	-

○原地区水道事業（鯛之川浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
2002年 (平成14年)	前処理機 急速ろ過式	449	鯛之川水源地 鯛之川河川水	185	230	242

○原地区水道事業（原浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1981年 (昭和56年)	緩速ろ過式	449 (鯛之川 に含む)	原水源地 二又川支流	185 (鯛之川 に含む)	230 (鯛之川 に含む)	11

○尾之間地区水道事業（尾之間浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1997年 (平成9年)	前処理機 急速ろ過式	656	尾之間水源地 二又川支流	313	392	433

○尾之間地区水道事業（小島浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
2008年 (平成20年)	前処理機 急速ろ過式	191	小島水源地 鈴川河川水	60	75	83

○西部地区水道事業（上之牧浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1987年 (昭和62年)	前処理機 緩速ろ過式	622 (平内に 含む)	上之牧水源地 しょうのう川 河川水	227 (平内に 含む)	267 (平内に 含む)	57

○西部地区水道事業（平内浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
2017年 (平成29年)	前処理機 緩速ろ過式 急速ろ過式	622	平内水源地 大崎川河川水	227	267	238

○西部地区水道事業（湯泊浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1986年 (昭和61年)	前処理機 緩速ろ過式	192	湯泊水源地 湯川河川水	53	62	69

○栗生・中間地区水道事業（中間浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1985年 (昭和60年)	緩速ろ過式	199	中間水源地 中間川河川水	108	146	161

○栗生・中間地区水道事業（栗生浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
1994年 (平成6年)	前処理機 緩速ろ過式	430	栗生水源地 黒味川支流河川 水	379	504	564

○口永良部島

○口永良部地区水道事業（口永良部浄水場）

建設年度 (和暦)	浄水方法	計画給水 人口 (人)	水源の名称	1日平均 給水量 ( $m^3$ )	1日最大 給水量 ( $m^3$ )	計画浄水量 ( $m^3$ /日)
2020年 (令和2年)	前処理機 急速ろ過式	110	口永良部水源地 中牧川上流 伏流水	37	48	53



### 3. 水源の状況

屋久島町には全部で 26 ヶ所の水源地があります。水源地で取水した水（以下「原水」と呼びます。）は、それぞれの浄水施設を経て水道水（以下「浄水」と呼びます。）となり、各家庭へと給水しています。

浄水は原水の水質の影響を大きく受けるため、本水質検査計画においては、各水源地の状況及び原水の水質状況を掲載します。また、水源地別に、水質を汚染させる可能性のある要因を明らかにし、それぞれにおける水質管理上の問題点も掲載します。

このような水源ごとの検討結果を踏まえて、それぞれの地域にあった水質検査の頻度（回数）を決定します。

#### ○ 屋久島町北部

##### 【永田地区水道】（永田浄水場）

永田地区水道は、土面川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【吉田地区水道】（吉田浄水場）

吉田地区水道は、吉田川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【一湊地区水道】（一湊浄水場）

一湊地区水道は、白川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても大きな変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【志戸子地区水道】（志戸子浄水場）

志戸子地区水道は、志戸子川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【宮之浦地区水道】（宮之浦浄水場）

宮之浦地区水道の宮之浦浄水場は、白谷川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、宮之浦浄水場と深川浄水場に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。



### 【宮之浦地区水道】（深川浄水場）

宮之浦地区水道の深川浄水場は、深川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【宮之浦地区水道】（楠川浄水場）

宮之浦地区水道の楠川浄水場は、城之川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【宮之浦地区水道】（梶川浄水場）

宮之浦地区水道の梶川浄水場は、梶川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【東部地区水道】（小瀬田浄水場）

東部地区水道の小瀬田浄水場は、男川上流と女川支流からの表流水、深井戸からの地下水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【東部地区水道】（長峰浄水場）

東部地区水道の長峰浄水場は、落川上流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や緩速ろ過施設、急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

## ○ 屋久島町南部

### 【南部地区水道】（永久保浄水場）

南部地区水道の永久保浄水場は、田代川河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【南部地区水道】（松峯浄水場）

南部地区水道の松峯浄水場は、安房川支流の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【南部地区水道】（花揚浄水場）

南部地区水道の花揚浄水場は、花揚川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【南部地区水道】（高平浄水場）

南部地区水道の高平浄水場は、小田汲川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【南部地区水道】（麦生配水池）

南部地区水道の麦生配水池は、高平浄水場で処理したものを、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【原地区水道】（鯛之川浄水場）

原地区水道の鯛之川浄水場は、鯛之川の河川の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【原地区水道】（原浄水場）

原地区水道の原浄水場は、二又川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【尾之間地区水道】（尾之間浄水場）

尾之間地区水道は、二又川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【尾之間地区水道】（小島浄水場）

小島地区水道の小島浄水場は、鈴川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【西部地区水道】（上之牧浄水場）

西部地区水道の上之牧浄水場は、しょうのう川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【西部地区水道】（平内浄水場）

西部地区水道の平内浄水場は、大崎川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機や急速ろ過施設、緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【西部地区水道】（湯泊浄水場）

西部地区水道の湯泊浄水場は、湯川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【栗生・中間地区水道】（中間浄水場）

中間地区水道の中間浄水場は、中間川河川水の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

### 【栗生・中間地区水道】（栗生浄水場）

栗生地区水道の栗生浄水場は、黒味川支流の表流水を取水して、原水として利用しています。取水した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と緩速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

## ○ 屋久島町口永良部島

### 【口永良部地区水道】（口永良部浄水場）

口永良部地区水道は、中牧川河川水の表流水と伏流水を取水して、原水として利用しています。混合した原水は、浄水場内に設置してある前処理機と急速ろ過施設を通すことで水質を安定させ、次亜塩素酸ナトリウムで消毒処理しています。



水質については、原水における過去の検査結果が比較的安定していること、浄水における検査結果についても変動が見られないことや、水源周辺における大きな変化（産廃処理場の建設や大規模開発等）がないことより、周辺環境から原水に与える悪影響は少ないものといえます。

しかし、原水が自然山林を流れてくる表流水であるため、野生生物の侵入及びそれによる影響を受けやすい水源と考えられることから、適切な水質検査を継続するとともに、十分な管理を行っています。

## 4. 定期の水質検査

---

### 4-1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するもので分類されていて、以下のような考え方で設定されています。

#### 4-1-1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

##### ○一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1 mL 中に 100 以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

##### ○大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便を由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に 1 つもないことが基準となっています。

#### 4-1-2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の 10% を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

##### ○健康に影響のある項目（毒性等）

体重 50 kg の人が毎日 2 リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値（又は、影響が出始める値の 10%）が 1 日の摂取量の上限とされています。

この上限に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限の 10%（消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低い場合 20%）が基準値として設定されています。

さらに、発がん性物質や影響が不確定な物質の場合は、上限自体を低く考えて、最終的にもとの上限の約 1% が基準値となるよう設定されています。

○生活利用上で困る項目（着色等）

色、濁り、臭いや、その元となる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

## 4-2 浄水の検査

浄水（利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水）の検査につきましては、水道法施行規則第15条（定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。）で定めるところにより、下記にて検査を行います。

### 4-2-1 水質検査項目と頻度

#### 1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色、濁り、残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。（この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。）
- ・ 水道法施行規則において、1日1回以上行う検査には含まれていないですが、上記の色、濁り及び残留塩素の検査時に、担当者による臭いと味の確認も行っています。

#### 2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担していただく料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが経験則として言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH値、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らせることとなっています。

しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全に直接関わる、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH 値、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回検査を行います。

但し、藻類に起因する項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。
- 毎月検査項目は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目で、毎日検査と毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するようにしています。

### 3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1) 2) 以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回（季節変動を考慮）以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになったため、省令に基づき、本町においても原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ますが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすい為、3ヶ月に1回検査を行います。
- その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

個々の検査項目と検査頻度については、別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準を参照してください。

#### 4) 検査の省略について

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし本町では、水道水の安全性をより確実にするため、検査を省略することが可能な項目についても年1回検査を実施します。

##### 4-2-2 採水場所

- ・給水栓水（蛇口の水）を検査する地点とします。
- ・水源系統毎の末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。

具体的な採水場所につきましては、別表2 採水地点一覧表を参照してください。

#### 4-3 原水の検査

原水（水源から直接取った、消毒等の処理をする前の水）の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

##### 4-3-1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く項目を年1回検査します。原水の水質検査の頻度については、省令で定められていませんが、水道水質管理の上で最も重要な情報の一つでもあることから、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原生物の検査と、その指標となる指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判定します。判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

#### 判断基準

リスクレベル		汚染のおそれの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない 被圧地下水の水のみ		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない 被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水：河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水。

被圧地下水：粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水。

#### 検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

原水毎にレベル 1 からレベル 4 まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル 1 の場合、水道水の安全性をより確実にする為に、レベル 2 の項目・頻度で検査を行います。(原水毎の検査頻度につきましては、下表を参照してください。)

施設名称	レベル	原水 40 項目	指標菌 検査	クリプト スポリジウム等	備考
永田水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
吉田水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
一湊水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
志戸子水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
宮之浦水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
深川水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
楠川水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
榑川水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
小瀬田水源 (第 1)	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
小瀬田水源 (第 2・地下水)	1	1 回/年	4 回/年	—	レベル 1 であるが安全性を確保する為、指標菌検査を行う。
小瀬田水源 (第 3)	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
長峰水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
永久保水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
松峯水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
花揚水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
高平水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
鯛之川水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
原水源+尾之間	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
小島水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
上之牧水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
平内水源	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
湯泊水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
中間水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
栗生水源	4	1 回/年	12 回/年	4 回/年	
口永良部水源 (第 2)	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。
口永良部水源 (第 3)	4	1 回/年	1 回/年	1 回/年	高感度濁度計等施設整備済み。

#### 4-3-2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。  
具体的な採水場所につきましては、別表2 採水地点一覧表を参照してください。

#### 4-4 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うか検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

### 5. 臨時の水質検査

---

臨時の水質検査は、以下のような場合や給水栓水（蛇口から出る水）で水質基準に適合しないおそれがある場合に行います。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ・ 水源に異常があったとき
- ・ 水源付近、給水地域及びその周辺において消化器系感染症が流行したとき
- ・ 浄水過程に異常が起こったとき
- ・ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ・ 原因不明の色、濁り、pH値異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ・ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ・ その他特に必要があると認められたとき

また、蛇口での赤水、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

## 6. 水質検査の方法及び委託の内容

### 6-1 水質検査の方法

- ・水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）によって行います。
- ・遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき環境大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）によって行います。
- ・その他の検査を行う場合は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

### 6-2 委託の内容

#### 1) 委託の範囲

##### ①具体的な検査項目、頻度

原水の検査項目及び検査頻度については上記4.3、浄水の水質検査については、別表3に示す項目について委託します。

##### ②試料の採取及び運搬方法

試料の採取については、本町の生活環境課職員が行い、運搬を国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託しています。

##### ③臨時検査の取扱い

継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査は同一の水質検査機関に委託しています。

#### 2) 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び環境省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道 GLP、ISO9001 等）取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査の業務の確認に関する調査（以下「日常業務確認調査」という。）を実施し、水質検査機関の技術能力の把握を行います。



## 7. 検査結果の評価

---

各家庭へ給水されている水道水（浄水）は、52項目の水質基準項目をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

### 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の集落区長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて給水停止等の所定の処置を講じます。

## 8. 検査計画の見直し

---

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合には検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更（新規、増設等）を行った場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更（ろ過方法の導入や変更等）が生じた場合。（過去データによる検討が不可能になるため。）
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。（水源水質の安全が確認できる計画に変更）
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

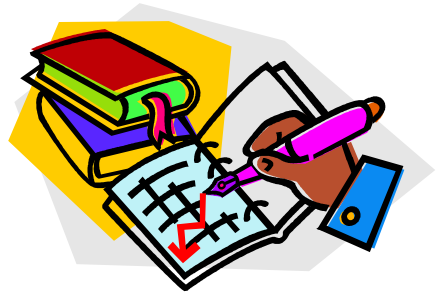
※令和8年度における主な見直し内容は、水質管理目標設定項目から水質基準項目へ変更となるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の検査を実施します。

具体的な検査計画につきましては、別表3（令和8年度水質検査計画）を参照してください。

## 9. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、検査の精度と信頼性保証については、検査機関に対して下記事項を適切に確認することが重要となります。



### 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度（正確さ）を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・ 環境省の実施する外部精度管理の結果が良好であること。

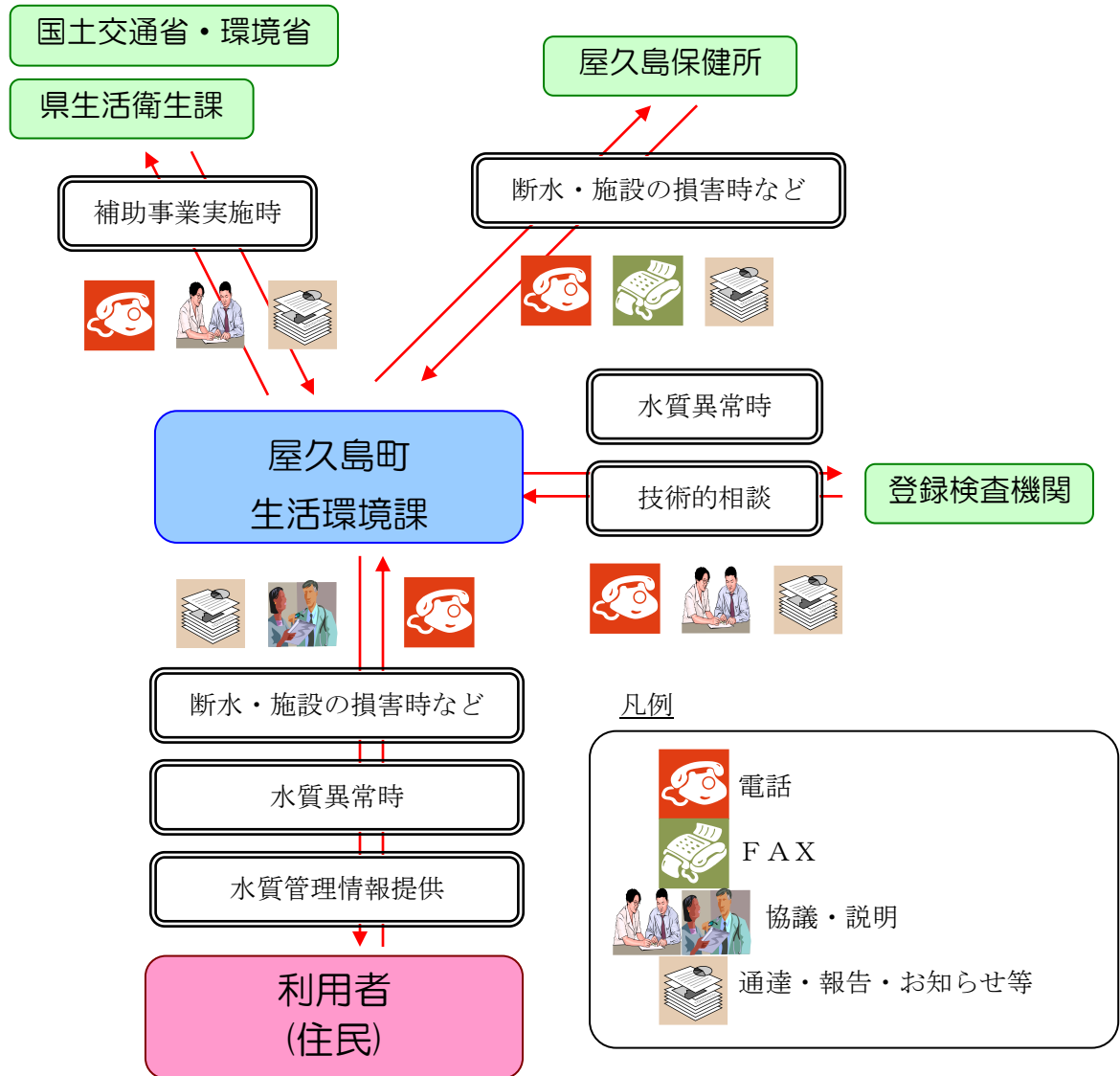
### 信頼性保証

検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違い等、検査以外での工程（事務業務及び連絡業務等）についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。（水質検査部門管理者）
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。（信頼性確保部門管理者）
- ③ 信頼性保証システム（第三者機関の監査を含むシステム）として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

## 10. 関係者との連携

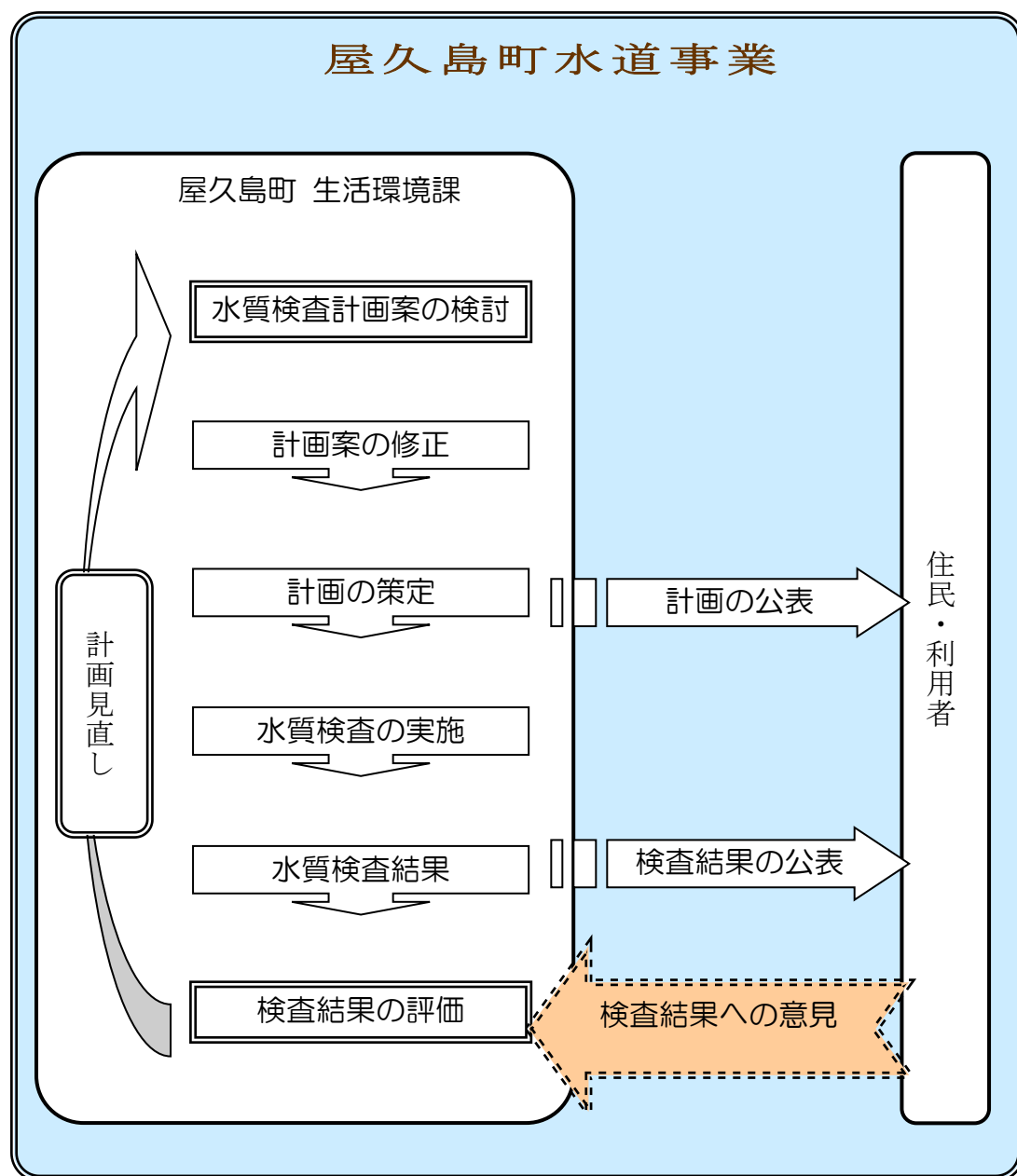
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



## 1 1. 水質検査計画及び検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、屋久島町では水質検査計画と検査結果を町ホームページへ掲載するなどして、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見をいただくことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも「安心で安全な水道」を残していくために、みなさまのご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

屋久島町役場 本庁 生活環境課 上下水道係  
〒891-4292

鹿児島県熊毛郡 屋久島町小瀬田 849 番地 20

TEL : 0997-43-5900 FAX : 0997-43-5905

E-Mail : [kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp](mailto:kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp)

別表1 水質基準項目と検査頻度及び省略の基準

番号	項目名	基準値	検査回数	検査回数の減	省略の可否	原水 40項目				
1	一般細菌	100/mL以下	概ね1月に1回以上	不可	不可	●				
2	大腸菌	検出されないこと				●				
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下				●				
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				注3の通り	●			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下					●			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下					注1の通り	注4の通り	●	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下						注3の通り	●	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下						注4の通り	●	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下					注1の通り	不可	不可	●
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下							●	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				●				
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				注3の通り			●	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				注3の通り（海水を原水とする場合不可）			●	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下				注5の通り			●	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下							●	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下							●	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下							●	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下							●	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					●			
20	PFOs（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））及び PFOA（ペルフルオロオクタン酸）	0.00005mg/L以下	概ね3月に1回以上	注2の通り	注6の通り		●			
21	ベンゼン	0.01mg/L以下			注1の通り	注5の通り	●			
22	塩素酸	0.6mg/L以下			不可	注3の通り（浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可）	—			
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下					—			
24	クロロホルム	0.06mg/L以下					不可	—		
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					—			
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下					—			
27	臭素酸	0.01mg/L以下					—			
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					—			
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下					—			
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下					不可	—		
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下					—			
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下			—					
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下			注1の通り	注4の通り	●			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下					●			
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下					●			
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下					●			
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下					注3の通り	●		
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	●							
39	塩化物イオン	200mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可	●				
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下				●				
41	蒸発残留物	500mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●				
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下				●				
43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	概ね1月に1回以上（左記の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く）	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可	●				
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				●				
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	概ね3月に1回以上	注1の通り	注3の通り	●				
46	フェノール類	0.005mg/L以下				●				
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可	●				
48	pH値	5.8以上～8.6以下				●				
49	味	異常でないこと				—				
50	臭気	異常でないこと				●				
51	色度	5度以下				●				
52	濁度	2度以下				●				

- 注1 水源地水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。
- 注2 簡易水道及び専用水道において、当該事項についての過去の検査結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね6か月に1回以上と、当該事項についての過去の検査結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合には、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を調査して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、概ね1年に1回以上と、水源地水又は汚染物質を排出する施設の設置状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であつて、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。ただし、過去1年間に於ける当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。
- 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注5 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注6 水道用水供給事業者等から供給を受ける水のみを水源とし、当該水道用水供給事業者等の検査結果が基準値の5分の1以下であり、かつ、自ら検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合、省略可。ただし、過去1年間に於ける当該事項についての検査結果が基準値の5分の1を超えた場合は、概ね3か月に1回以上とする。

別表2 採水地点一覧表

事業名	浄水場名	原水採水地点	浄水採水地点
永田地区水道	永田浄水場	永田浄水場内沈殿池	永田区公民館
吉田地区水道	吉田浄水場	吉田水源地	吉田コミュニティセンター
一湊地区水道	一湊浄水場	一湊水源地沈殿池	布引の滝公園
志戸子地区水道	志戸子浄水場	志戸子浄水場内沈殿池	志戸子区公民館
宮之浦地区水道	宮之浦浄水場	宮之浦浄水場内沈殿池	屋久島町北分遣署
	深川浄水場	深川浄水場内沈殿池	深川児童館
	楠川浄水場	楠川浄水場内沈殿池	消防詰所
	榑川浄水場	榑川浄水場内沈殿池	消防詰所
東部地区水道	小瀬田浄水場	小瀬田第1水源池排水弁	小瀬田区公民館
		小瀬田第2水源（地下水）排泥弁	
		小瀬田第3水源地	
	長峰浄水場	長峰浄水場内沈殿池	屋久島町クリーンセンター
南部地区水道	永久保浄水場	永久保浄水場内着水漕	永久保区公民館
	松峯浄水場	松峯浄水場内沈殿池	松峯生活館
			船行地区墓地
	花揚浄水場	花揚浄水場内沈殿池	平野公民館
			屋久島町安房出張所
			春牧地区墓地
	高平浄水場	高平浄水場内沈殿池	高平3入口
麦生配水池	麦生ゲートボール場		
西部地区水道	湯泊浄水場	湯泊浄水場内沈殿池	消防詰所
	平内浄水場	平内浄水場内沈殿池	消防詰所
	上之牧浄水場	上之牧浄水場内沈殿池	恋泊バス停前
尾之間地区水道	小島浄水場	小島浄水場内沈殿池	小島地区墓地
	尾之間浄水場	原浄水場内沈殿池	保食神社
原地区水道	原浄水場		個人宅
	鯛之川浄水場	鯛之川浄水場内排水弁	神山小学校
栗生・中間地区水道	中間浄水場	中間浄水場内沈殿池	ガジュマル公園前
	栗生浄水場	栗生浄水場内沈殿池	消防詰所
口永良部地区水道	口永良部	口永良部浄水場外排泥弁	屋久島町口永良部出張所
		口永良部第3水源中継施設内排泥弁	

【別表 3】

令和 8 年度  
水質検査計画  
屋久島町  
(生活環境課)

《屋久島町上水道事業》

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（永田） 永田区公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回/年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○					○						0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	6.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	26	11	11	52	11	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（吉田） 吉田コミュニティセンター

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸（PFOS）及びペルフルオロアルコキシカルボン酸（PFOA）		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	9.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○										300	60	30	9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○										500	100	50	47	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」



水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（志戸子） 志戸子区公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	45	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	8.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	10	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	40	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（宮之浦） 屋久島町北分遣署

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないうこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○														10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○														0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○														1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○														0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロカルボン酸（PFOS）及び ペルフルオロアルコキシ酸（PFOA）		○			○														0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○														0.6	-	-	0.16	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○														0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○														0.06	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○														0.1	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○														0.1	-	-	0.032	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○														0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○														0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○														0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○														0.2	0.04	0.02	0.12	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
35	鉄及びその化合物					○														0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○														200	40.0	20.0	5.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○														0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○														300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○														500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○														0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表 令和8年度水質検査計画  
屋久島町上水道事業（深川） 深川児童館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないうこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.9	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○											0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○											0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○											0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○											0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○											0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○											0.1	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○											0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○											0.1	-	-	0.025	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○											0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○											0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○											0.09	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○											0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	8.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	13.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	13	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	56	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（楠川） 消防詰所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジシロロメタン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.10	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	5.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○										500	100	50	37	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（楠川） 消防詰所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.5	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロカルボン酸（PFOS）及び ペルフルオロアルコキシ酸（PFOA）		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.16	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	5.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○											300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（小瀬田） 小瀬田区公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	10	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.37	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.015	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○					○						0.2	0.04	0.02	0.09	過去の最大値が頻度減の①より大きい1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.05	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	5.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	36	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	26	11	11	52	11	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（長峰） 屋久島町クリーンセンター

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないうこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○												0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○												0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○												0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○												10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○												0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○												1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○												0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○												0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○												0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○												0.6	-	-	0.28	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○												0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○												0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○												0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○												0.1	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○												0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○												0.1	-	-	0.017	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○												0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○												0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○												0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○												0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○												1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物		○			○												0.2	0.04	0.02	0.05	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
35	鉄及びその化合物					○												0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○												1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○												200	40.0	20.0	6.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○												0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	11.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○												300	60	30	7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○												500	100	50	37	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○												0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

項目数

9 26 11 11 52 11 9 24 9 9 24 9

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（永久保） 永久保区公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.4	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	6.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	40	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（松峯） 松峯生活館（松峯浄水場系）

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.18	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	5.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表 令和8年度水質検査計画  
屋久島町上水道事業（花揚） 平野公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10							
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○												0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○												0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○												0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○												10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○												0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○												1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○												0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○												0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○												0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○												0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○												0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○												0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○												0.6	-	-	0.25	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○												0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○												0.06	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○												0.03	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○												0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○												0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○												0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○												0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○												0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○												0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○												0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○												1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物		○			○												0.2	0.04	0.02	0.12	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）	
35	鉄及びその化合物					○												0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○												1.0	0.20	0.10	0.01	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○												200	40.0	20.0	5.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○												0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○												300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○												500	100	50	32	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○												0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○											0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○												0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○												0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

項目数

9

26

11

11

52

11

9

24

9

9

24

9

水質検査表 令和8年度水質検査計画  
屋久島町上水道事業（春牧） 春牧地区基地

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないうこと	-	-	検査されないうこと	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○														0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○														0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○														10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○														0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○														1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○														0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○														0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○														0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○														0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○														0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○														0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○														0.6	-	-	0.24	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○														0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○														0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.012	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○														0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○														0.1	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○														0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○														0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○														0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○														0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○														0.2	0.04	0.02	0.13	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
35	鉄及びその化合物					○														0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○														1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○														200	40.0	20.0	5.5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○														0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○														300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○														500	100	50	36	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○														0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○													0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○														0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○														0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」

項目数

9

26

11

11

52

11

9

24

9

9

24

9

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（安房） 屋久島町安房出張所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.15	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	5.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○										500	100	50	30	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（高平） 高平3入口

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.26	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.027	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.010	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	4.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	26	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（変生） 変生ゲートボール場

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.28	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.019	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.024	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	4.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	26	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表 令和8年度水質検査計画  
屋久島町上水道事業（鯛之川） 神山小学校

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1未満	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジシロロメタン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.49	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.036	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.042	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○					○						0.2	0.04	0.02	0.17	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	4.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	6.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	19	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	26	11	11	52	11	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（原） 個人 宅

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	97	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロカルボン酸（PFOS）及びペルフルオロアルコキシ酸（PFOA）		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.24	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.028	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	4.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	12.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○											300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	31	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（尾之間） 保食神社

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.35	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.023	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.028	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.018	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	5.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	35	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（小島） 小島地区基地

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.58	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.039	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.021	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.049	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.030	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物		○			○					○						0.2	0.04	0.02	0.11	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	4.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.002	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	7.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	27	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	26	11	11	52	11	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（上之牧） 恋泊バス停前

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	21	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロカルボン酸（PFOS）及び ペルフルオロアルコキシ酸（PFOA）		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.12	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	5.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	9.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）					○											300	60	30	5	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	31	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.3	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注）各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（平内） 消防詰所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
4	水銀及びその化合物					○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
5	セレン及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
6	鉛及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
7	ヒ素及びその化合物					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
8	六価クロム化合物					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
9	亜硝酸態窒素					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○					10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物					○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
13	ホウ素及びその化合物					○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
14	四塩化炭素					○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
15	1,4-ジオキサン					○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
17	ジクロロメタン					○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
18	テトラクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
19	トリクロロエチレン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○					0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）	
21	ベンゼン					○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
22	塩素酸		○			○					○					0.6	-	-	0.24	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
23	クロロ酢酸		○			○					○					0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
24	クロロホルム		○			○					○					0.06	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
25	ジクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.009	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
27	臭素酸		○			○					○					0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
28	総トリハロメタン		○			○					○					0.1	-	-	0.020	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
29	トリクロロ酢酸		○			○					○					0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○					0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
31	ブロモホルム		○			○					○					0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
32	ホルムアルデヒド		○			○					○					0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）	
33	亜鉛及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
34	アルミニウム及びその化合物					○										0.2	0.04	0.02	0.03	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）	
35	鉄及びその化合物					○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
36	銅及びその化合物					○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
37	ナトリウム及びその化合物					○										200	40.0	20.0	5.9	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
38	マンガン及びその化合物					○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○										300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
41	蒸発残留物					○										500	100	50	33	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
42	陰イオン界面活性剤					○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○									0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤					○										0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類					○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	6.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	3.5	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（湯泊） 消防詰所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	22	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.19	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.008	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	7.1	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	44	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	2.6	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（中間） ガジュマル公園前

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	12	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.1	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.22	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.013	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.002	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.016	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.04	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回／1年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	6.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	36	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	1.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	4.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業（栗生） 消防詰所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	2	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-		検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
20	ペルフルオロオキソカルボン酸 (PFOS) 及びペルフルオロアルコキシカルボン酸 (PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回／年）
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.21	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.007	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.014	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.005	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回／1年）
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	6.7	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	10.4	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	6	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
41	蒸発残留物					○											500	100	50	44	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生の少ない時期を除きます）
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回／3年）
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.8	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	1.9	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
		9	25	11	11	52	11	9	23	9	9	23	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3～No.47 [ mg/L ]」、「No.51～No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48～No.50 [ 単位なし ]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

屋久島町上水道事業

屋久島町口永良部出張所

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されないうこと	-	-	検査されないうこと	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物					○											0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
4	水銀及びその化合物					○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
5	セレン及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
6	鉛及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
7	ヒ素及びその化合物					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
8	六価クロム化合物					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
9	亜硝酸態窒素					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○			○					○						10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査
12	フッ素及びその化合物					○											0.8	0.16	0.08	0.11	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
13	ホウ素及びその化合物					○											1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
14	四塩化炭素					○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
15	1,4-ジオキサン					○											0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン					○											0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
17	ジクロロメタン					○											0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
18	テトラクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
19	トリクロロエチレン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
20	ペルフルオロオキソカルボン酸(PFOs)及び ペルフルオロカルボン酸(PFOA)		○			○					○						0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/年)
21	ベンゼン					○											0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
22	塩素酸		○			○					○						0.6	-	-	0.34	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
23	クロロ酢酸		○			○					○						0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
24	クロロホルム		○			○					○						0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
25	ジクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
26	ジブロモクロロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.004	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
27	臭素酸		○			○					○						0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
28	総トリハロメタン		○			○					○						0.1	-	-	0.011	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
29	トリクロロ酢酸		○			○					○						0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
30	ブロモジクロロメタン		○			○					○						0.03	-	-	0.001	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
31	ブロモホルム		○			○					○						0.09	-	-	0.006	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
32	ホルムアルデヒド		○			○					○						0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)
33	亜鉛及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
34	アルミニウム及びその化合物					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
35	鉄及びその化合物					○											0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
36	銅及びその化合物					○											1.0	0.20	0.10	0.02	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
37	ナトリウム及びその化合物					○											200	40.0	20.0	20.5	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
38	マンガン及びその化合物					○											0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	35.1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)					○											300	60	30	50	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)
41	蒸発残留物		○			○											500	100	50	174	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)
42	陰イオン界面活性剤					○											0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
43	ジェオスミン		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
44	2-メチルイソボルネオール		○	○	○	○	○										0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)
45	非イオン界面活性剤					○											0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。
46	フェノール類					○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	1.2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
		9	26	11	11	52	11	9	24	9	9	24	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [ /mL ]」、「No.3~No.47 [ mg/L ]」、「No.51~No.52 [ 度 ]」、「No.2及びNo.48~No.50 [ 単位なし ]」